

## 令和7年度第11回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和7年度第11回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長からご挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		(会長挨拶)
欠席者報告	事務局長	ありがとうございました。続きまして、欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員数14名中本日の出席者は14名でございますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては、会議規則第3条の規定により、会長をお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議長	それでは議事に入りますまでに議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、 <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 番 <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 番 <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 両委員にお願いします。
第1号議案	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議長	ありがとうございました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義なき旨、回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義なき旨回答することとします。
議案第2号	議長	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	各担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。3-11の案件については、 <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 推進委員さんであります。新たに就任をされたということで事務局との連携がスムーズにいておりませんでしたので、今回事前調査ができておりません。事務局の方が事前調査をしております。先ほど報告させてもらいましたので、それでご審議をお願いしたいと思います。現地につきましては、早急に推進委員さん、農業委員さんで確認をいただくということをお願いしたいと思います。
	議長	次の3-12、3-13の案件について、 <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 推進委員さんより報告をお願いします。
	<span style="background-color: black; color: black;">■</span> 番	<span style="background-color: black; color: black;">■</span> 地区担当の <span style="background-color: black; color: black;">■</span> です。受付番号3-12について、報告します。場所は <span style="background-color: black; color: black;">■</span> から <span style="background-color: black; color: black;">■</span> へ <span style="background-color: black; color: black;">■</span> の場所にあります。申請書は所有権移転申請です。1月22日に <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 農業委員と譲受人の <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 同



		おります。冬は■■■■■を使って暖房する、夏は熱交換で冷房をかけるということで、3ヶ月くらいしか間が空かないという施設の様です。ですからこれは、まる豊トマトとは無関係のトマト生産ということですが。
	■番	この農地の交換後、■■■■■が所有された農地は、法人と再契約をされるのでしょうか？それと、今回交換される農地の面積の差がかなりあるのですが、どのくらいの面積の差を基準に交換が成立するのか気になったので聞いてみたいです。
	事務局長	まず一点目のご質問ですが、譲受人の■■■■■が交換された農地ですが、■■■■■は、■■■■■ですので、また利用権設定をされて耕作されるように聞いております。二点目のご質問ですが、面積の差についてですが、詳しいことは聞いておりませんが、双方で話をして了解したということで、今回申請をされています。
	事務局長	受付番号3-11の案件の補足ですが、申請者である譲受人は、以前より今回の申請地を利用権設定により耕作をされていましたが、譲渡人との合意により今回所有権移転の申請をされました。引き続き、申請地を耕作されるということです。
	議長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数でございますので、申請通り許可することとします。
議案第3号	議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	担当委員さんに事前調査をお願いしております。■■■■■推進委員さんの方から報告をお願いします。
	■番	■■■■■地区担当の■■■■■です。受付番号5-6について、報告します。場所は■■■■■から■■■■■の場所にあります。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。この農地につきましては、以前■■■■■の知人に貸し出して農地として活用されていましたが、その知人の方がお亡くなりになられてからは、耕作をされていませんでした。10年以上耕作をしていないと聞いています。その後、農地として活用してくれる人を探されましたが、いなかったということです。■■■■■本人につきましては、家から少し離れているし、水の便利が悪いということで耕作はされず、年2~3回程度の草刈り、年1回トラクターによる耕うんくらいしかしてなかったそうです。高齢にもなり、今回この話がきたということで決心されたそうです。再生可能エネルギー電気に関する売買契約書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の要件を満たしていると考えます。また、農振

		農用地からの除外申請も既にされて、許可見込みです。周辺農地への影響もなく、問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひいたします。
	議長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手多数) ありがとうございました。挙手多数でございますので申請通り許可することとします。
議案第4号	議長	続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	担当委員さんに事前調査をお願いしています。■■■■推進委員さんから報告をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号1-4について、報告します。場所は■■■■から■■■■へ■■■■の場所にあります。1月23日に■■■■農業委員さんと調査しました。申請地につきましては、約20年以上耕作されておらず、現況についても既に山林化しており、農地への復元は困難であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。
	■番	申請者については、他にも農地を所有されていると思われますが、航空写真に他にも赤判定されている農地が見受けられますが、こういったところもまとめて申請ということはなかったのでしょうか？
	事務局長	申請者は、現在は■■■■の方に出られていて、他に耕作する者もないということから、この度、農地や他の地目も含めて整理したいという思いがありまして、申請されています。以前に居住されていた家の近くの農地につきましては、近隣の方が近々、3条申請される予定と聞いております。今回の農地については、再生が難しいということで非農地証明申請をされ、地目を変えたうえで、所有権移転されるとのこと。他の場所については、まだ非農地までいっていない土地については、所有権移転される予定はございません。
	議長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第4号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございました。挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」

		を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
報告第2号	議長	続きまして、報告第2号「農地転用(農業用施設)届について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので、報告第2号を終わります。
報告第3号	議長	続きまして、報告第3号「農地改良届について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので、報告第3号を終わります。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時53分

以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。

令和8年2月27日

会長

■番  
■委員

■番  
■委員